特別寄稿論文

フランスの移民政策の新たな方向づけ? 「選別的移民政策」とその批判

カトリーヌ・ヴィートル・ド・ウェンデン CNRS, 政治学院国際研究所

1 はじめに

過去40余年来のことだが、フランスの移民政策は、管理主義的政策かリベラルな政策か、国境の開放か閉鎖か、国家主導かそれとも市場中心か、の間で絶えざる動揺をくりかえしている。世論、移民たちの運動、移民の権利擁護をめざす諸結社(アオシアシオン)は、公の政策決定者からはしばしば明確に規定された政策を打ち出す上での障害とみなされる始末だった。また、人の移動にかかわる政策は、短期的な、まったなしの必要に緊急に対応するようにと促されることが多かった。

受け入れ政策は、二つの側面から構成されている。一つには、人の入国の流れを管理するもので、 具体的には、入国と滞在の条件の管理から成るが、さらにこれに庇護 (難民受け入れ) が加わり、後 者がしだいに重いものになってきている。もう一つはストックの管理と言われ、定住した人々にかか わるもので、「共生」や統合を図ることがそれである。以下では、いわゆる「サルコジ法」、すなわち 2006年7月24日の法律を取り上げるが、同法は、その前年の2005年6月以来言われてきた「選別 的受け入れはイエス、押し付けの受け入れにはノー」というスローガンを導入し、全国的規模で、ヨ ーロッパ的規模で、新しい政治的与件に位置づけられるようになった。

その考え方を規定するのに、後述するように、「クォータ」というタームを導入するのは適切ではないと最終的に政策決定者は判断した。しかし、移民受け入れがそのなかに位置づけられている諸々のコンテクストは考慮しなければならないとされた。それは、以下のような事態である。最高度の熟練と創造性をもったエリートの補充をめぐって世界的な競争が行われていること、2030年の時点で予想されるヨーロッパ人口の高齢化、熟練・不熟練の労働力の不足、福祉国家にとっての統合と排除という試練、人の送り出し国にたいする頭脳流出問題への回答の必要、国境管理にかかわる治安政策の維持、人権によって守られるべき家族再結合や庇護権に制限が加えられる傾向、第三世界からの移民の新たな流出と定住にたいする世論の沈黙、等々。

これらの与件は、国境を開くか閉じるかの顧慮や、ある人々を惹きつけ、ある人々の入国は思い止まらせたいという欲求からみて、しばしば互いに矛盾している。というのも、それらの顧慮、欲求は異なるさまざまな政治潮流、利益集団、運動集団から発しているからである。そして、それらは政策決定のプロセスをより複雑にしている。

2000年頃から、これら矛盾した諸傾向から、弱い調子でではあるが、ヨーロッパ的言説が生じてき

ていて、それがフランスの新しい法律にも転写された形である。これは同法では、黒(選別的移民受け入れ)と白(押し付けの移民受け入れ)という対応を示していて、掲げられる至上命令である、「1993年のシャルル・パスクァの唱えた"イミグレーション・ゼロ"に終止符を」にかかわる諸変化への考慮を表している。また、それは政治的スローガン化というかたちで、選挙での受けをよくするという必要をも表している。

しかし、2006年法はとりわけ、人の受け入れ政策を主宰するアクターたちの再配置を反映している。かつてはプロ・イミグレーションの陣営といえば、人権の名による国境の開放を支持した左翼の一部に限られていたものだが、これが、労働力不足を案じる経営者たちへと拡大された。彼らは、1974年以来とられてきた移民の停止措置よりも、「栄光の30年間」[1945~74年の戦後経済復興および高度成長期。完全雇用の下に大量の外国人労働者が受け入れられた]の過去におけるように、より自由な受け入れ政策への回帰を欲している。保守のいま一つの部分は、情報処理のような先端分野での世界的競争のなかでエリートを惹きつける必要に敏感になっている。もっとも、保守勢力のなかには治安重視グループもあって、反対に、国境の検問強化、不法移民の取り締まり、無統制の家族移民の危険、庇護権の厳格化などについての言説に傾いている。

そして、以上すべての要素が、2006年7月24日法には認められる。

2 長い歴史的道程

1945年,移民受け入れ政策を作動させる企てがはじまるが、それはほどなくして労働力の需要と無統制の受け入れの急増によって乗り越えられてしまう。1966~74年の時期にそれをなんとか移民政策の手中に取り戻そうという努力がなされたが、失敗に終わる。大きな転換点は、1974年のヴァレリ・ジスカール・デスタンの大統領当選後に訪れる。同年7月、賃金稼得移民の受け入れの流れの停止が決定され、それが移民政策の新しい時期を開くことになる。

国境閉鎖という論理が腰を落ち着ける。これと重なるように統合の問題がやってくるが、時期を区切っては帰国奨励政策が行われ〔1977年~81年の期間〕、成果の乏しいものに終わる。じっさい、統合の問題が喚び起こされたのは、移民出自の諸世代の登場、イスラームの台頭、1983年以降の「国民戦線(Front National)」の上昇、そして立法の過熱によってである。

最後の点についていえば、移民に関する法案は1945~80年にはゼロだったのが、1980年から 2007年にかけては22の法律が国会にかけられている。

ヨーロッパ的文脈はどうだったか。シェンゲン協定の成る1985年以降,フランスの政策はヨーロッパの中に位置するようになる。政府間関係という枠組みのなかで,入国管理政策に携わる各国の内相たちによって治安重視へとむかう転機のなかで取り上げられ,反映される。事実,「イミグレーション・ゼロ」というパスクァ法がフランスで成立する1993年以降,このスローガンは,ヨーロッパの多くの移民国で申し合わせたように採用された。その結果として,国境閉鎖にともなう諸結果が数多く現れる。フランスではたとえば、サン・パピエ*1のストライキ,1997年の9万人におよぶ大量の正規化,移動もかなわぬ非正規状態の人々の偶然的で,しかし持続的な滞在,「ノン,ノン」が積もり積もること,

すなわち正規化もできない,フランスに家族的絆があったり祖国が深刻な危機にあって国外退去もさせられない人々の存在,等々である。

治安重視の精神がもっぱら議論を支配し、政策らしい政策もなく、政権にある左翼(1997~2002年)が国民戦線を伸張させるのではないかという懸念もあり、治安の議論が、移民政策にとって代わる。状況の悪化は、特にサンガットに目に見えるかたちで現れた。サンガットはイギリスに不法入国しようとする者たちにとっての通過地点であり、北海の下をくぐる英仏トンネルの入口にあたっているが、1998年以来そこに受け入れセンターが設けられていたのである。

同じ頃、移民受け入れの閉鎖は、フランスでも他のヨーロッパ諸国でも、雇用の拒否権の行使というかたちで現れる。これは、1994年にブリュッセル (EU) で採択された「雇用におけるヨーロッパ人優先」の原則〔この場合、「ヨーロッパ人」とは、EU構成国国民を指す。以下同じ〕であり、非ヨーロッパ人は、当の求人のポストにいかなる当該国国民求職者もヨーロッパ人求職者も候補者となっておらず、雇用主が地域との関連で、また求める熟練との関連でその採用が必要であると証明する場合に限って、域内労働市場に入ることができる、とする。じっさい、フランスで行われた正規化の際に確認されたことは、正規化された者の30%は、建設、土木、および「3D」(汚い、難しい、危険)と呼ばれる仕事に就いているということである。これらの仕事は、フランス人の青年も失業者もほとんど就こうとはしないものである。

2002年の大統領選挙でジャック・シラクは圧勝し、ニコラ・サルコジを内務大臣に任命した。かれは就任後間もなく、2003年、移民に関する新しい法を急ぎ成立させる。これは、入国と滞在の条件を厳格化したもので、2003年の庇護権に関する法(ド・ヴィルパン法)*2とパラレルなものである。2005年、再び内相になったサルコジは、新しい措置にむけた作業へと取りかかり、これが2006年7月24日に議会で採決に付される、外国人の入国と滞在に関する法律である。

3 選別的移民受け入れに関する2006年法

この法は、まず保守の治安重視の伝統を一新し、ひっくり返すものであった。それまで保守は、国境閉鎖の政策になじんでいて、これは国民戦線にも水路を開いてくという性質のものだった。だから、ニコラ・サルコジは前もって2005年以来、かれの党UMP [国民運動連合] の代議士たちに、国境の開放へと進むことには正当な理由があるのだということを説得すべく試みていた。それにしても、なぜ180度的転換をしたのだろうか。

それは国際的な状況が変わったからである。2000年の補充移民についての国連の一報告は、ヨーロッパ、ロシア、そして日本における人口減少の諸々の危険と、ヨーロッパ諸国にとって新たな移民迎え入れの必要があることを指摘した。それは、労働力の需要に対応するため、不就業人口に対する就業人口の比率を高めるため、年齢の人口ピラミッドの均衡を回復するため、である。ちなみに、フランスは人口に関してはやや特殊で、ヨーロッパの多くの隣国(イタリア、スペイン、ドイツ、中央ヨーロッパ)ほどには脅威にさらされていない。しかし、2030年となると別で、他国の例にもれず、人口増加というファクターだけを取り出すと、それは移民へと結びつけられることになろう。というわ

けで、フランスでも人口問題にかかわる議論は決定的に重要になる、と。

この政策の変化に有利にはたらいた第二の議論は、しばしばそれ自体が高齢化と関係する労働力の払底である。たとえば高齢者のケア、建設、土木、家事サービス、ツーリズム、レストラン・ホテル関係、農業(果物、野菜、ブドウの収穫)のような、きついが待遇のよくない仕事がそれである。経営者たち、とくにその強力な連合であるMEDEF [フランス経団連] は、すでにこの現実について保守勢力に警告を発していて、保守の有権者のなかにも、治安重視精神と経済的「リアル・ポリティックス」のどちらを取るかで悩む者が生まれていた。

これはジェームズ・ホリフィールドが「リベラルの逆説」と呼んだもので、多くのリベラル民主主義のなかでは政治的に望ましいと考えられること(たとえば国境の閉鎖)が、経済的には拙劣だということである。イタリアのような隣国では、2005年で75万人という大量の「バダンティ」(子どもや高齢者の世話をする女性)が、右寄りのグループ(北部同盟)によって特徴づけられるが、シルビオ・ベルルスコーニ政府の下で正規化され、スペインのサパテロの社会党政権でも、同様に、その翌年、75万人が正規化されている。フランスではどうなのか。正規化の拒否が、1998年以来もちこされている*3。労働力の不足は、いわゆる「逼迫している」セクター(農業、建設、対人サービス、ツーリズムなど)のなかでサン・パピエの不正規雇用を結果しているといわれるが、これはいくらか偽善的との感もなくもない。イギリスやアイルランドやスウェーデンはそれなりに、2004年から東方出身の人々〔主に同年にEUに加盟した国々の国民〕にその労働市場を開いている。

第三の議論は、もっと広大な国際的枠組みのなかに位置づけられる。世界の多くの国と同様、フランスも、創造性とダイナミズムと業績達成の源となる最高度技能者を惹きつける企てをめぐって先進諸国がしのぎを削っている競争に参加するという措置をとった。能力市場というものが世界およびヨーロッパのレベルで展開されてきていて、フランスは国境閉鎖政策のためにここから取り残されたくないと考えている。

こうしたカテゴリーの移住者には、開放政策を行ってきたいくつかの国がすでに便宜を与えている。 たとえばドイツがそうである。同国は「グリーンカード」を設け、それに続いては、カナダ・モデルを 参考にしての「ポイント許可」政策を2005年に採用している。イギリスはイギリスで2007年から、こ れもカナダ方式に近いのだが、選別的なオーストラリア・モデルを参考にしている。これに対しフラン スは、英語圏の国々に比較して、高度能力者を惹きつけるのに欠けるところがあることを意識している。 というのも、フランス語圏の出身の移民は、その一部をとると、熟練の度合が低く(サハラ以南アフリ カとマグレブ)、世論においても入職においても差別の好餌とされているからである。

そして、ヨーロッパ (EU) のレベルでは、熟練・非熟練労働力の不足に対応するためのクォータ・システムをめぐって議論が浮上してきた。当時の欧州委員会の移民担当の委員M. フラッティーニは2007年、熟練労働者を惹きつけるために「ブルーカード」を発給するとの提案を行い、2008年末に再度これを取り上げた。労働力のクォータの政策は、ニコラ・サルコジによっても退けられていない。かれはこの政策に、不法移民問題の部分的解決策、労働力需要への一つの対応策、南の国との交渉の手段、さらには望ましい人材を引き寄せる方法を見出している。けれども、フランス内ではクォータ政策は不評を買った。その理由は政治哲学的なものであり、平等の原則に反している、出自(オリジン)

による選別が行われる、といった危険が指摘されている*4。

「選別」移民法は、2006年7月24日に議会を通過した。それに先立つ移民に関する法律はすべて、1974年の賃金労働に携わる移民の停止の決定〔石油危機後の国内の雇用状況の悪化を理由とする〕範囲を脱するものではなかったが、この「サルコジ」法は新たな姿の下に登場している。そこに流れる考え方として、労働市場の要求に関連づけて国境を開放することの必要が考慮されていて、それは、エリートの世界的な競争力の維持、その経済的利益の承認、人の受け入れの職業的目的への統合、そしてフランスのような移民受け入れ国でこれがもつ正当性というコンテクストのなかで展開されている。

もっとも、法案を練り上げる過程では考えられていた、カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドのように合法的に受け入れられる移民の数を毎年議決するという案は、削られている。フランス政府が議会で年次報告を行うというこの考え方は、労働力の需要と欲せられる新たな入国者数を重視するものであったが、その案は最終的には放棄された。

選別されるにせよ、季節的に受け入れられるにせよ、動く移民という観念は今大いにもてはやされている。これが、学生には短期間給与稼得者となることを許し、起業家的なエリートや高いディプロマをもつ者には定住することを許すのである。強調点はモビリティ、人の移動、能力とアイディアの移動に置かれており、これは移民への機能的アプローチによって触発されている。なお、そうしたアプローチは、左翼のアソシアシオンからは「使い捨ての移民(政策)」と呼ばれる。では、低熟練の労働者についてはどうか。前者とちがい、彼らには3年の間、毎年最長でも6カ月間の就労にとどまる季節労働者の地位しか与えられない。ただ、これは必ずしも安価につくとはいえず、労働者を更新しなければならない時にコストを増加させずにいない。

最後にいうと、移民を送り出してきた発展途上国の開発・発展というものが移民政策のなかに位置づけられ、明確に表明されている。しかし、ちぐはぐな点がなくはない。なぜなら、祖国にもどる移民たちによる技術移転といっても、特にその国々にインフラが欠けていたり、企業の長といったプロフィールをもつ移民がきわめて少なければ、大したものにならないからである。また、ディプロマをもった若者に将来の帰国を想定して労働資格を与える条件を整えるには、出身国がこの部分から利益を得られる状態にあって、エリートたちがこの点で被恩と信頼の感情をいだくことが前提となる。だが、なぜエリートにだけ移動することが認められるのだろうか。

同法の条文は、高度な技能をもつエリート、芸術家、創造活動従事者、第一級のスポーツ選手に対して、国境を開くものである。「能力と才能 (competences et talents)」と呼ばれるビザがこの目論見のため創設され、長期滞在と家族合流への速やかなアクセスを可能にしている。学生については、学業修了後1年間、フランスの滞在を延長して、就労する、または研修を行うという可能性が与えられる。季節労働者の場合、3年間の滞在資格は、上にも述べたように、3年の間6カ月以上は就労しないことを彼らに義務付ける。というわけで、同法は、労働力の必要に多少とも応えながら、エリートたちを惹きつけようとするものである。

4 「望ましからぬ者」についての制限的政策

こうした政策の進め方は、憲法や国際的諸条約によって認められている基本的な人権(庇護を受ける権利、家族と共に生活する権利)の適用によって結果する人の流れを、「押し付けられた受け入れ」と呼んではばからない。その国際条約には、難民についてのジュネーヴ条約 [難民の地位に関する条約]のように、普遍的価値をもつものもある。問題はいくつかの領域に現れている。

不法移民への取り締まりは強められ、特に、予想される国外追放の増加によって進められるとみられる。ただし、追放の当初の候補者の多くが生き方を変えて自分たちの狙いを実現することとしたため、その抑止効果は限られる。不法滞在が内向きの共同体主義を強めるのだと考えるのに似て、非正規の状態にあるからこそ統合されないのだと考えるとってつけたような思考が、法案の理由のなかに示されていた。いずれにしても、いわゆる「大量の」正規化は禁止される。

また、2006年7月24日法は、家族再結合と結婚のための入国に制限を加えている。これは、法案の提出理由のなかで前提として言われたことの結果であるが、この提出理由はことごとく事実と既存の研究によって否定されている。配偶者の一人の滞在が不法だったという事実から、その結婚が偽装ではないかと人々に思わせ、それを理由に、ニセとみなされる結婚への監視が強められるというわけである。家族再結合による入国は、労働市場への参入の困難をともなうとみなされ、労働のための受け入れと対立させられる。

いま一つの暗黙の観念は、滞在資格の付与は統合の可能性に従属するという考え方である。すなわち、統合とは、新入国者の権利ではなく、一個の義務になったのである。それは、市民的信条とフランス語の基礎を学ぶことを保証する義務的な契約(受け入れ・統合契約)*5によるものであった。統合は、かつては長期的な移民のむしろ結果として起こるものとされたが、今では長期的な移民を認めるための条件となっている。一連の措置は、いや増す不安をもたらしている。10年間有効の滞在・労働ビザを獲得するには5年の滞在が必要で、家族再結合を行うためには2年の滞在が求められ、もしも統合の条件が満たされなければ、定住許可も取り消される、というわけだからである。国籍へのアクセスについても同様であり、申請の条件である滞在年数も延長された。

難民の地位への接近の条件は、前述した2003年のド・ヴィルパン法で厳しくなったが、再びその基準が見直され、庇護権に制限がかけられている。すなわち、人がそこから庇護を求めることができる出身国および安全な第三国の観念、内部庇護の観念がそれで、交戦諸国の内部に設けられている保護地域からは庇護を求めることはできないとされた。難民は「押し付けられた移民」ということになる。これを全面的に禁止することはできないが、一個の負担と考えられる以上、移民がフランスの土を踏むのを思いとどまらせようとするわけである。

5 30年ぶりに人の受け入れを掲げるが

この法は、過去30年来フランスには欠けていた人の受け入れ政策を取りもどすことを欲して提案された。エリートたちを惹きつけること、人の流入への制御をかれらの出身国の開発・発展のなかに位

置づけること、定住しようとする移民には真の統合の義務を新たに課すること、まさにこれが掲げられた目的にほかならない。だが、2007年の大統領選挙の前夜のことであり、ただちに疑問が生じた。2003年に通過した法を補完するために2番目の法を2006年にまた成立させることは、はたして意味があるのか、それはもっぱら、複雑な利害関係のなかにあるある種の有権者たちにおもねるためではないのか、と。

同法が成立して1カ月後のこと、内相のニコラ・サルコジは、戦闘的な移民支援組織である「国境なき教育ネットワーク(RDESF)」の圧力を受ける。RDESFは外国人の人権擁護団体や教会をネットし、特にフランスで就学している、不正規状態の人々の子どもたちを支援しているもので、子どもたちは両親とともに国外追放の危険にさらされていた。そして、その圧力に押され、サルコジは数千人のサン・パピエ家族の正規化を行わねばならなかった。2007年の大統領選のキャンペーンの直前だった以上、波風を立てるようなことはすべきでなかったからである。各県の県庁ではケース・バイ・ケースで正規化が行われ、その数は比率にしてそれ以前の年よりも多くなったほどである〔フランスでは、県は内務省に属する行政単位〕。

2006年7月24日法は、国境の開放と閉鎖の間の、臆病でありながらしばしばサン・パピエに同情的でもある世論と、開放の成果が一部もう知られている国際的文脈との間の妥協にほかならない。なお、ニコラ・サルコジは法律の成立時に「往時のイミグレーション・ゼロに終止符を打ったのだ」と宣し、この点を見誤っていないことを示した。法は、特に30年間以上の労働者受け入れの閉鎖からフランスの移民政策を抜け出させることの利益を前面に出している。だが、多くの望ましからざる結果も引き起こしている。たとえば、いま、失業すればフランスと母国の間の往復が不可能になるからと家族呼び寄せの加速化が起こっている。また、サン・パピエたちの危うい不安定な定住化が進んでいる。労働市場の必要に応じるための立法が適切に行われていない、等々。

法は、人口減少という事態に部分的にしか応えておらず、「二段速度」で人の受け入れを引き起こしている。すなわち、家族と一体で生活するという基本的人権へのアクセスは高度技能の人々にしか開かれておらず、一方、世界中どこでも移民政策を行う際のフレクシビリティの一要因をなす正規化の道は、開かれなくなっている。従来の諸々の法にはない新たな議論を考慮に入れることで、同法は多くの悪しき効果を生みださずにはいない。

6 動きだした法とそれに続くもの

2007年5月, 共和国大統領に選出されて, ニコラ・サルコジは新しい大臣ポストを創設した。その名称は「移民・統合・国民アイデンティティ・共同開発・発展大臣」であり, この名称は多くの論争を呼んだ。特に「国民アイデンティティ」という言葉が論議の的となった。

その大臣に任じられたブリス・オルトフー [2009年1月にエリック・ベッソンに交代] は、早速2007年11月から入国・滞在に関する新法の成立を図りはじめた。その法案は、「選別的」移民という線を維持しながら、「押し付けられた」移民の入国には厳しい条件を付した。たとえば家族呼び寄せを認める基準として、呼び寄せ費用は社会保障給付からではなくもっぱら労働報酬からまかなわれなければ

ならない、血縁の証明のためDNA鑑定を導入する(実施されず)と定め、年間の国外追放目標件数を掲げた。年に25,000件としたが、2007年には達成されず、それに対し2008年には3,000件超過している。

クォータの政策は、憲法評議会の一員であるピエール・マズオーを委員長とする委員会の検討の 結論もあって、放棄された。また、共同開発・発展については、その二国間協定がサハラ以南のいく つかの移民出身国との間に締結されたが、それは「能力と才能」ビザおよび学生の滞在資格を発給す ることと引き換えに、退去強制に付されるサン・パピエを受け入れることとしている。

2008年の7月から12月までフランスは、ヨーロッパ連合(EU)の議長国の座にあった。その間にまとめられ、公表された移民および庇護に関するヨーロッパ協定は、フランスの移民政策の方向づけをも示している。それは次の5点にわたっている。①各構成国によって決定された優先順位、必要性、受け入れ能力を考慮しながら合法的移民受け入れを組織すること、②不正規移民には、特に出身国あるいは経由国に確実に帰すなどして厳しく対応すること、不正規滞在の外国人にも同様とすること、③国境での検問の効果を高めること(とくにヨーロッパFRONTEXシステムの力によって)、④庇護のヨーロッパを建設すること、⑤出身国と経由国との間にグローバルなパートナーシップを打ち立てること、そのために人の移動と発展との間のシナジーを高めること。

しかしながら、2008年11月、「地中海連合(l'Union pour la médkiterranée)」結成がニコラ・サルコジによって打ち出された際、その会議が進むなかで移民にかんするテーマは徐々にアジェンダから削られていった。地中海の南岸に位置する国々は、フランスのビザ政策の柔軟化を強く望んでいたからである。とすれば、「選別的」移民とはいっても、実は形ばかりのものにならないだろうか。このカテゴリーに該当するのは、ほんの少数の入国者にすぎないからである。

〔訳:宮島 喬〕

- *1 sans papiersは「書類不所持」を意味する。「不法」という呼ばれ方を拒否し、自分たちには正規の地位を要求する権利があると主張する外国籍移民たちが、1990年代後半にその運動のなかで使うようになった呼称。家族合流や難民申請のため来仏したアフリカ系をはじめとする途上国出身者がほとんどである。
- *2 社会党ジョスパン政権下の1998年法(シュヴェーヌマン法)で拡大された難民カテゴリー(憲法難民など)を廃止し、 条約難民に限ろうとする法改正。
- *3 ここで言われているのは一斉大量正規化で、これはジョスパン社会党内閣時代の1998年を最後に、行われていない。しかし、個別の申請にもとづく正規化は行われており、年に1万件を超える数字も示されている。
- *4 クォータがどういう分野で、何を基準に行われるかについては、さまざまな憶測が飛んだ。クォータにはフランス共和国の本来の平等理念に反するという原則的な反対論があるが、たとえばアフリカ系移民の結社などは、クォータ実施によって、アフリカ系の入国が不利になるのではないか、彼らの家族呼び寄せが制限されるのではないか、という観点から反対の意思表示を行っている。
- *5 この契約は、2003年法の中で定められた。あらゆる入国者に100パーセント義務づけられるものではない。また受講は無料である。

〈訳者後記〉本文中の[]内も含め、注は、執筆者の了解を得て、訳者が作成した。

A New Orientation of French Immigration Politics?

The Politics of "Chosen Immigration" and its Critiques

Catherine Wihtol de Wenden

CNRS (CERI-Sciences-Po)

France is known as an oldest immigration country in Europe. Its immigration policies have always hesitated, however, between managerism (dirigisme) and laissez-faire, opening and closing of the border, state and market. And the fact is that France decided in 1974 to "suspend" the recruitment of new foreign labor forces, except for those from EC countries. This measure, initially supposed to be provisional, was prolonged even to the 21th century and thus necessitated the various integration policies to settle migrants and their families. But in 2006, Nicola Sarkozy, Home Minister (present President of French Republic), made pass a new bill on immigration. While it exalted the "chosen immigration", it rejected the "imposed immigration". After the thirty year's of closing, the new law is important in reopening the border to new workers with high skills, it led to the strict control of other types of immigration qualified as "imposed", such as family reunification and asylum seeking. Moreover, the quasi-automatic legalization of certain categories of illegal foreign migrants by the humanitarian causes could no longer be done. Associations and NGOs based on the French *égalitarian* tradition criticized these selective and strictly regulative aspects of the new law. Thus, France has now found itself being at the crossroad of immigration politics. But it may not be easy to execute all measures advanced by the new law. Its reasons are the necessity of coordination with other policies of EU countries and Mediterranean countries and that of taking into consideration of French public opinion which is often sympathetic to the sans papier (undocumented migrants).